

立入検査シミュレーション訓練を行いました

消防職員が立入検査を行った際、建物内の階段や避難口に物が置かれており、建物利用者の避難の妨げや消防隊が活動をするのに支障となり火災予防上危険と判断した場合、消防職員が命令を行う場合があります。平成13年に起こった新宿歌舞伎町火災（死者44名、負傷者3名）がきっかけとなり、消防吏員も命令を行うことができるようになりました。

今回の訓練想定では、ビルの階段を倉庫代わりに使用していた居酒屋の店長に物品を除去するよう消防法第5条の3第1項に基づく命令を行うといったものでした。

住民の皆様安心して安全に建物を利用してもらえるよう、消防に与えられた権限を時期を逸することなく発令できるよう心がけていきます。





↑ 建物の利用者に消防法上危険な建物であると知らせるため、
消防が命令を行ったという標識を出入口付近に張り付けています。